

平成28年度

福島県環境審議会 全体会 議事録

(平成29年2月10日)

1 日 時

平成29年2月10日(金)

午後 1時30分 開会

午後 3時30分 閉会

2 場 所

中町ビル 2階 大会議室

3 議 事

(1) 審議事項

- ① 福島県環境基本計画の改訂について
- ② 平成29年度水質測定計画について
- ③ 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則で定める排水指定事業場排水基準等の見直しについて
- ④ 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則で定める土壌の汚染状態に係る基準等の見直しについて

4 出席委員

石田順一郎 及川浩幸 河津賢澄 菊池克彦 (代理 小野広司)

菅井ハルヨ 高橋龍之 新妻和雄 橋口恭子

馬場孝允 早川正也 細谷寿江 油井妙子

和合アヤ子 渡邊明

5 欠席委員

大迫政浩 崎田裕子 清水晶紀 鈴木秀子 高荒智子

中野和典 武田憲子 山口信也

6 事務局出席職員

尾形生活環境部長

金子生活環境部政策監

(生活環境総室)

太田生活環境部参事兼生活環境総務課長

菅原消費生活課長

関根企画主幹 他

(環境共生総室)

渡辺環境共生担当次長

遠藤環境共生課長
黒澤自然保護課長
高橋部参事兼水・大気環境課長
志田水・大気環境課主幹兼副課長 他
（環境保全総室）
島田環境回復推進監
鈴木環境保全担当次長
目黒一般廃棄物課長
橋本産業廃棄物課長
渡辺除染対策課長
星中間貯蔵施設等対策室長
（危機管理部）
和田放射線監視室長
酒井原子力安全対策課主幹
（企画調整部）
熊田エネルギー課主任主査
（農林水産部）
松房森林整備課長
岡崎環境保全農業課主任主査

7 内容

(1) 開会 (司会：関谷生活環境総務課主任主査)

(2) 挨拶 尾形生活環境部長

(3) 議事録署名人

議事に先立ち、渡邊会長から議事録署名人として高橋委員と油井委員が指名された。

(4) 諮問事項

①福島県環境基本計画の改訂について

事務局（関根企画主幹）から資料1-1、資料1-2について、環境基本計画の改訂について説明し、以下の質疑等があった。

【及川委員】

14ページと15ページの環境指標について、パーセントでの目標値だけであるため、実施する住宅除染の実施戸数であったり、具体的な数値は

記載しないのか。また、家庭に置かれているフレコンバックなどの汚染物質について、どれくらい排出されているのかも分からないため、それについては記載しないのか。

【渡辺除染対策課長】

除染で出た除去土壌等については、国や関係市町村と連携して定期的にホームページに掲載している。

【及川委員】

除染についても27ページにあるような〇〇トンというような表記はできないのか。

【太田生活環境部参事兼生活環境総務課長】

除染により発生する除去土壌等の全体量としては、現在除染作業が進行中であることから、最終的な発生量については現段階では把握できない。また、家庭に置かれる汚染廃棄物の量については、15ページにある指標6「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送量」で対応したい。

【渡邊会長】

指標3や4については、除染の面積についての指標だと思うが、今後除染が終了して、発生した除去土壌について考えて行かなければならないことだと思うので、今回は記載が困難と言うことだが、数量的な見せ方は今後も随時工夫してほしい。

【及川委員】

郡山市に住んでいるのだが、郡山市では中間貯蔵施設への搬入が始まっている。こうした取組は今後も各市町村から行われると思うので、その点についても記載する必要があると思う。

【太田生活環境部参事兼生活環境総務課長】

今後の搬出量については、市町村との協議の中で決めていくことになるため環境基本計画に記載するのは難しいので、毎年発行している環境白書で各市町村の状況を記載するなどの、対応を検討したい。

【河津委員】

14ページの中間貯蔵施設の整備について、前回から新たに項目を立てて記載したということで、分かりやすくなり良いと思う。

22～23行目の記載について、中間貯蔵施設や輸送時によける現地確

認等と記載があるが、中間貯蔵施設は今整備の段階であるため、「中間貯蔵施設の整備状況」というような記載にしてはどうか。

また、40ページの環境影響評価について、大規模開発の記載がなくなったが、どういう整理にしたのか教えて頂きたい。

【星中間貯蔵施設等対策室長】

中間貯蔵等施設については、保管場への輸送も始まっており、それも含めての安全確保や現場確認であることから、原案のままということで御了承頂きたい。

【遠藤環境共生課長】

環境影響評価の部分については、環境影響評価条例に基づく手続きに限定して記載した。

【太田生活環境部参事兼生活環境総務課長】

環境影響評価については共生課長の答弁のとおりだが、大規模開発については再度記載する方向としたい。

【渡邊会長】

修正というほどではないが、何点か気づいた点について。

15ページの除染の指標について、除染進捗面積では、除染が終了してしまえばそこで終わってしまう。指標として正しいのか、改訂終了後も引き続き検討してほしい。

また、平成32年度までの目標値を掲げているが、現況値が既に目標値を達成してしまっているものがある。次回の改訂の時は、そういうものもきちんと整理しなければいけないと思う。

②平成29年度水質測定計画について

事務局（高橋部参事兼水・大気環境課長）から、資料2-1から2-3により、平成29年度水質測定計画について説明し、以下の質疑等があった。

【及川委員】

いろいろな物質が書いてあるが、ほとんど物質に関して大まかなものしかわからないので用語集のようなものを作ってほしい。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

62ページから環境基準などそれぞれの物質について、説明しているが、物質そのものがどういったものか説明した方がよいということか。

【及川委員】

例えば、人体に入ったときにどういう影響があるか、その物質に関して基準値がでていますが、それはいったい何なのかよくわからない。

私自身も調べてみたが調べるのに相当な時間がかかってしまった。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

何らかの形で用語集あるいは、ホームページにあげるなど工夫したい。

【渡邊会長】

特に人体に何に関わる規制があるかどうか、ここに載せるかどうかは別としてわかりやすくするようお願いしたい。

【石田委員】

資料2-1の5ページ下から3～4行目のエ 継続監視調査として汚染が認められた項目及び汚染の可能性が高い項目という書き方をしているが、この汚染の認められた項目というのは検出限界を超えたものを汚染が認められたということか。汚染の可能性が高い項目というのもわからない。もう少し説明を加えた方がよいと思う。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

汚染の認められた項目というのは、基準値を超えたもの、検出限界値以上の汚染が認められた井戸の項目を指している。汚染の可能性が高いという項目というのは、例えば、工場等周辺をやる場合、工場で使っている物質等について、把握しているので、そういった汚染がないかという意味で使っているが、説明を新たに加えない。

【渡邊会長】

これだけだと、どういう判断基準で対応するのかよくわからないので、もう少し丁寧な注釈などを入れて頂いた方が、判断のぶれが少ないので、工夫して頂ければと思う。

【志田水・大気環境課主幹兼副課長】

追加で説明する。継続監視調査については、汚染井戸周辺地区調査で実施した井戸のうち何カ所かを継続して調査をするというものなので、項目

もその汚染に沿ったものになる。汚染の可能性が高い項目については、今の説明の他に、有機化合物などで、分解生成物があり、それについても調査をしていくということである。

【渡邊会長】

汚染が認められたというのは、検出限界を超えたという理解でよろしいか。

【志田水・大気環境課主幹兼副課長】

検出下限を超えているものと、基準を超えているものがある。その汚染井戸周辺地区調査の地点で、例えば一番端の方の井戸で、これからどのように汚染が広がっていくかを見るために調査したり、濃度の高い井戸の水質がどのように変化していくか調査する。

汚染の状況に応じて基準を超えているもの、あるいは、検出下限を超えているものなどの井戸を選定し調査する。

【渡邊会長】

ポイントだけでやるのではなくて、面的にも考慮して測定していくということであれば、もう少しそのようなことがわかるような書き方でお願いしたい。

【石田委員】

ローリング方式については、メッシュでやっているというのが89ページ、90ページにあるが、環境基準超えの有無だけでやったりやらなかったりするわけではない。そのような文言を加えるような形で修正していただくということか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

本文の方でそのような趣旨を反映する形で修正する。

【河津委員】

閉鎖性水域の水質評価の指標として、新しく底層溶存酸素量が環境基準として設定されたことについて、今後調査や水域の類型指定等を行う必要性が生じてくると思うが、何年ごろにそうした調査や類型指定を行うかなどの方向性が決まっているのであれば伺いたい。

【志田水・大気環境課主幹兼副課長】

底層溶存酸素量については、平成28年3月に新たに環境基準に追加さ

れた。

県内ではまだ類型指定が定められている水域が無いため、現時点では、知見の収集を図るための実態調査を本計画とは別に、平成28年度から実施しており、平成29年度においても同様の調査を行う予定である。

まだ、何年までに類型指定するという計画は立てていないが、今後、環境省から提供される、水域の類型指定に関する技術的な情報を得ながら、対応したいと考えている。

【河津委員】

類型指定等速やかに行って頂きたいと思う。

【早川委員】

本計画の測定結果はどういった形で公表されるのか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

公表資料（環境等測定調査結果）にて公表される他、年度ごとに発行される水質年報という形で公表される。水質年報は関係機関に送られており、また、照会等があれば情報提供を行っている。

【早川委員】

資料2-2の説明では放射性物質の調査については本計画とは別に、原子力災害対策特別措置法に基づいて、環境省が実施しているという事であったが、水質の調査結果と放射性物質の調査結果を一緒に掲載するという事は出来ないか。県民目線からすればそうした方が見やすいと思われる。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

環境省や放射線監視室で実施している放射性物質の調査結果と水質測定結果をリンクさせることについて、効果的かどうか検討したい。

【早川委員】

環境省の調査結果とあわせれば良いだけなのだから簡単な話なのでは。

【河津委員】

水質年報はホームページに公表されているのだから、放射性物質の調査結果を公表しているホームページとお互いにリンクを張り合えば良いのではないか。

【渡邊会長】

早川委員の意見には、本計画に基づく水質調査と放射性物質調査の測定ポイントも合わせたほうが良いという意見が含まれていると思うが、水質調査と放射性物質調査の測定ポイントは異なっており、同じ河川でも調査ポイントが違うため、調査結果をリンクさせてもどう理解するかという問題もあるため、調査結果をリンクさせる場合には（各測定地点の測定ポイントが）見えるように工夫が必要となると思う。

今回は水質測定計画を案のとおり定めてよいかという審議のため、各調査結果を見やすくして欲しいという意見があったという事でご了解頂きたい。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

河津委員から提案のあった、水質調査と放射性物質調査の調査結果を掲載しているホームページ同士でお互いにリンクを張り合った方が良いという提案について検討し、御指示に沿えるように工夫してみたい。

【渡邊会長】

測定カ所の基準についての多少の文言修正をするということで私と事務局のほうで審査させていただいて、諮問のあった平成29年度の水質測定計画については、諮問どおりの形で答申したいと思う。

③福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則で定める排水指定事業場排水基準等の見直しについて

事務局（高橋部参事兼水・大気環境課長）から、資料3-1から3-6により、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則で定める排水指定事業場排水基準等の見直しについて説明し、以下の質疑等があった。

【石田委員】

資料3-4の表について、条例の排水基準が国の指針値と比較して低いものと高いものがある。普通は国の基準があれば県としてはより厳しい値を考えて管理・監督していくのかと思ったが、これはどのような考えなのか。

【志田水・大気環境課主幹兼副課長】

この表の指針値は既に変更され、この値に変わったものである。条例の部分は改正前の現状の値で、これからこの指針と同じ値にするというものである。

【石田委員】

新しい国の指針値に対して、厳しい値を県の条例で定めるか検討中ということか。

【志田水・大気環境課主幹兼副課長】

国の指針値と同じ値にするということで今回諮問している。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

欠席された高荒委員から事前に2点ほど質問をいただいている。

1点目は「廃業したゴルフ場の跡地を太陽光発電などで有効利用している場合、そこでの農薬の使用量実態や、排水監視などの体制はあるのか。」という質問である。

ゴルフ場については、福島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱により、使用している農薬を把握する体制ができている。さらに、今審議いただいている条例により規制されている農薬の排水監視体制はある。ただ、太陽光発電のみの施設では、そのような体制にはなっていないため、今後情報収集に努めていきたいと考えている。公共用水域の調査等により知見を集めて今後検討していきたい。

2点目は「廃業したゴルフ場の利用状況については、県で把握するための体制があるのか。」という質問である。

ゴルフ場については、営業中のゴルフ場及び廃業したゴルフ場を把握している。これはゴルフ場利用税の関係で把握している。ただ、廃業したゴルフ場のその後の利用状況を把握する体制はできていない。最近、ゴルフ場を廃業したところを太陽光関係で開発するという例があるが、5ヘクタール以上の開発をする場合には、福島県大規模土地利用事前指導要綱により事前に県に届け出ることになっているが、廃業したゴルフ場の利用状況を調査する体制にはなっていない。

【渡邊会長】

廃業したところで農薬を使っているかどうかを監視しているということか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

監視する体制にはないが、周辺の公共用水域において水質調査を行っている。

【渡邊会長】

本件については、提案された内容で審議会の答申としたいと思う。

④福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則で定める
土壌の汚染状態に係る基準等の見直しについて

事務局（高橋部参事兼水・大気環境課長）から、資料4-1から4-6により、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則で定める土壌の汚染状態に係る基準等の見直しについて説明し、以下の質疑等があった。

【渡邊会長】

欠席委員からの意見はあるか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

ない。

【及川委員】

資料4-3の図について、自主調査で基準超過した場合の記載がある。自主調査の結果を偽るような可能性はないか。何か取り締まりや調査をしているのか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

調査は計量検定関係の機関が行うのでそのようなことはないと思われる。

【及川委員】

県では確認を行っていないということか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

事業者の自主調査について監視はしていない。ただ、工事等で土壌を動かす場合、事業場の立ち入り調査を行っている。

【渡邊会長】

3,000㎡を超さない場合の汚染土壌について、誰が監視しているのかというご質問で、県はやらないということであった。その辺はどのように監視できる体制にあるのか。

【高橋部参事兼水・大気環境課長】

水質測定計画の地下水調査を行っており、地下水調査の概況調査（ローリング方式や定点方式）により地下水汚染が確認されることで、土壌汚染が見つかる契機にもなる。

【渡邊会長】

本件については、提案された内容で審議会の答申を行うこととし、本日の4つの諮問事項については、私から一部修正をした上で答申させていただきます。

また、各委員の方には答申後にその写しを事務局からお送りする。

(6) その他

特になし

(7) 閉会